



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月24日(火) 第10068号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	3
公 告	
○土地改良事業の換地処分(農村整備課)	3
監査委員公告	
○監査結果に基づく措置状況	3
入札公告	
○一般競争入札の実施(下水道総合事務所)	16

■ 告 示

◎群馬県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	東御嬭恋線	吾妻郡嬭恋村大字田代字吾妻山1017番の55地先から同郡同村大字同字同1017番の1256地先まで	前	7.6～8.0 5.1～8.4	73.0 92.0
			後	7.6～8.0	73.0

◎群馬県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目字老丁田627番の3地先から同市同字堂院ヶ谷戸582番の1地先まで	前	8.0～11.0 12.0～13.0	90.0 120.0
			後	8.0～11.0	90.0

◎群馬県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
-------	-----	-----	---------

種 類			
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目字老丁田624番の6地先から同市同字堂院ヶ谷戸583番の1地先まで	令和5年1月24日

◎群馬県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	斗合田岩田岡里線	邑楽郡板倉町大字岩田字本合浦1949番の4地先から同郡同町大字同字同1961番の1地先まで	前	16.8~22.1	13.6
			後	16.5~16.9	13.6
		邑楽郡板倉町大字初谷字向根513番の2地先から同郡同町大字大曲字竹田1081番の16地先まで	前	18.5~26.9	54.7
			後	16.0~23.3	54.7

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営赤城西麓中原土地改良事業の換地処分を令和4年12月27日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年1月24日

群馬県知事 山本 一 太

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年1月24日

群馬県監査委員 林 章
 同 石原 栄一
 同 金井 康夫
 同 安孫子 哲

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。)

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

補助公共造林

意見	改善措置
1 当初予算額と決算額の差額について (個別の事業、17頁) 毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。	令和5年度当初予算要求において、過去の実績等を踏まえた予算設定を行う。
2 工程分析調査委託業務について (個別の事業、18頁) 民間の知見を蓄積し活用することを目的に、調査を委託しているが、その調査結果をどのように整理していくかを明確にすることが望ましい。	調査結果から、令和5年度に施業の効率化や省力化等を評価し、事例を取りまとめて、関係機関に周知するとともに、実用的な手法は造林補助事業で活用する。

単独公共造林

意見	改善措置
3 当初予算額と決算額の差額について (個別の事業、21頁) 毎期、当初予算額と決算額に多額の乖離が生じている。過去の実績等を踏まえ、もう少し精度を上げて予算設定を行うことが望ましい。	令和5年度当初予算要求において、過去の実績等を踏まえた予算設定を行う。

緊急間伐促進対策

意見	改善措置
4 間伐等森林整備面積の目標設定について (個別の事業、23頁) 群馬県森林・林業基本計画(2021-2030)では、間伐等森林整備面積(ha/年)が、平成26年度2,267ha、令和元年度1,990、令和2年度2,026haと直近は減少傾向にあるにもかかわらず、2030年度(令和12年度)の目標値を3,100haとしている。 群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、達成可能な目標とすべきであり、また、達成できなかった要因を十分に検討し、その打開策を検討することにより、2030年度(令和12年度)には目標を達成することが望まれる。	群馬県森林・林業基本計画(平成23年度~令和元年度)では、計画期間中に素材生産量の増加を図るため、伐捨間伐から搬出間伐へ施策転換したことから、目標達成ができなかった。 群馬県森林・林業基本計画(2021-2030)の主要目標である素材生産量等を達成するためには、間伐等森林整備を3,100ha実施する必要があることから、この面積を目標値として設定した。 この目標を達成するため、高性能林業機械の規格、性能に応じた路網整備により施業の効率化を図るとともに、林業担い手の確保、定着に向けて、森林組合等と連携して、雇用環境の改善や就業支援に取り組んでいく。

森林病虫害等防除対策

意見	改善措置
5 森林病虫害等防除事業の予算執行率について (個別の事業、26頁) ナラ枯れ防除対策にみなかみ町の予算が付かなかった結果、令和2年度に当初予算で計上していた森林病虫害等防除事業の予算執行率が低い状況にあるが、近年ナラ枯れ被害は爆発的に増加しており、将来取り返しのつかないような事態が発生	「ナラ枯れ被害対策マニュアル」において、発生後の被害調査から対策、補助制度等の支援事業について明記しており、実際に支援も行っているが、令和4年度中にマニュアルをよりわかりやすく整理し、対応に漏れないよう市町村に再周知する。

<p>することを避けるためにも、被害防止に必要な措置がとれる体制を整えるべきである。</p>	
<p>6 樹幹注入剤の購入方法について (個別の事業、27頁) 松くい虫防除対策で利用する樹幹注入剤は、事業主体である市町村が購入し、それに対して県が経費の一部を補助しているが、スケールメリットを活かしコストを削減するために、県が一括購入し、それを市町村に配付する方法を検討することが望ましい。</p>	<p>樹幹注入剤は、危険物(可燃性液体)に該当し、その取扱量も多く、安全に配慮した保管場所の確保が必須であるため、県で一括購入することは困難な状況である。</p>
<p>7 森林計画図が公開されているマッピングぐんまのサイトの安全性について (個別の事業、27頁) 森林計画図が公開されているマッピングぐんまのホームページが「セキュリティ保護なし」となっているため、公的なホームページである以上、サイトの安全性を確保すべきである。</p>	<p>令和3年度中に当該サイトの通信方式をhttpsに変更し、安全性を確保した。</p>

苗木生産指導

意見	改善措置
<p>8 造林面積の目標設定について (個別の事業、30頁) 群馬県森林・林業基本計画(2011-2019)において、多様な森林づくりを進めるため広葉樹造林面積(ha/年)の目標を100haと掲げたが、計画期間中に森林資源の循環利用による林業振興を図るための施策に転換したことにより、令和元年度39ha、令和2年度22ha(但し民有林のみ)と目標には大幅に届かなかった。群馬県森林・林業基本計画2021-2030では、引き続き森林資源の循環利用の推進を図るため、造林面積(ha/年)の目標を現状の2.9倍としているが、この目標達成に向け、造林を推進する体制や造林に必要な苗木生産体制などを整備することが望まれる。</p>	<p>令和3年度から皆伐・再生林の推進に向けて、森林ゾーニング区分や新たな林業システムを導入し、森林資源の循環利用や造林を推進する体制整備を図っている。 また、皆伐・再生林に必要な苗木生産体制などの整備に向けた検討をする。</p>

農山漁村地域整備(林道)

意見	改善措置
<p>9 工事内容変更について (個別の事業、34頁) 設計変更には生じうる費用について適切に見積りを行い、必要な費用が適切に計上されていることを検討すべきである。</p>	<p>令和4年度に森林土木検算・審査チェックシートの設計変更の欄に、工事内容が適正に計上されているのかを確認する項目を追加し、確実な審査の実施を徹底する。 また、森林土木技術研修会において、適正な設計変更方法についての研修を行い、監督員の技術力の向上を図る。</p>

単独林道

意見	改善措置
<p>10 林道台帳の情報共有体制について (個別の事業、39頁)</p>	<p>令和4年度に森林クラウドシステムを構築するため、森林クラウド上で利用するデータ整備の中で、台</p>

<p>林道台帳は、市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。</p>	<p>帳の共有化を検討する。</p>
<p>1 1 単独林道の開設等に係る費用対効果分析の実施について (個別の事業、39頁) 単独林道の開設・改良等に当たり、定量的な費用対効果分析が行われていないことから、今後は事業費が一定金額以上のものについては、定量的に費用対効果分析を行い、予算が有効活用されたか否かを検証すべきである。</p>	<p>令和4年度に評価基準を定め、令和5年度から全体計画が一定金額以上の箇所を対象とした費用対効果分析及び事業効果の評価検証を行う。</p>
<p>1 2 林道の長寿命化対策(計画的修繕)の推進について (個別の事業、39頁) 林道の舗装については長期修繕計画がないため、今後は林道台帳に舗装の種類等についても記録し、経年劣化による適切な更新計画を立案し、計画的な修繕を行うことで、舗装部分の長寿命化を図るべきである。</p>	<p>台帳への舗装種類等の記載は、令和4年度に森林クラウドへのデータ移行に合わせて整理する。 更新計画の立案者及び修繕を行う林道管理者(市町村等)に対し、更新計画の策定、計画的な修繕について助言する。</p>

林業作業道総合整備

意見	改善措置
<p>1 3 補助対象事業の明確化について (個別の事業、44頁) 補助対象事業の明確化を図るため、対象となる事業を具体的に要綱・要領等に明記すべきである。また、暫定法及び同要領を準用して補助対象事業に該当するか否かを判断するのであれば、その旨、当該補助金に関する要綱又は要領に明記しておくべきである。</p>	<p>事業の明確化を図るため、令和4年度中に補助対象となる事業を具体的に要綱・要領等に記載する。</p>
<p>1 4 補助対象経費の明確化について (個別の事業、45頁) 現在の運用どおり、当該補助金の補助対象経費を「実行経費又は積算額のいずれか低い額」とするのであれば、補助対象経費の明確化を図るため、その旨、当該補助金に関する要綱に明記すべきである。</p>	<p>補助対象経費の算出にあたり、実行経費又は積算額のいずれか低い額とする旨を令和4年度中に要綱・要領等に記載する。</p>

森林整備地域活動支援

意見	改善措置
<p>1 5 交付金の利用向上について (個別の事業、49頁) 当該事業に基づく交付金の利用が集中している森林事務所管内の利用例を県内の各森林事務所に周知するなど、交付金の利用向上に向けた取組を行うべきである。</p>	<p>令和4年度に実施する要望調査に併せて、各森林事務所を通じて各市町村に対し利用例を周知する。</p>

地域森林計画

意見	改善措置
----	------

<p>16 委託契約締結における見積合せの実施について (個別の事業、55頁) 開発業者であることを理由として一者随意契約とすることは控え、適切な指名人を複数確保して見積合せを実施した上で契約締結を検討すべきである。</p>	<p>開発済みシステムの保守業務を見積合せとすることは、著作権等の問題で対応は困難である。 次期システム開発を行うときは、運用保守を含めた複数年度契約とすることで改善する。</p>
--	--

自然環境保全研究

意見	改善措置
<p>17 試験場機能の強化について (個別の事業、58頁) 当事業の目的は森林(主に人工林)に対する獣類被害の状況把握と獣害被害への効率的かつ効果的な対策の開発である。森林における獣類(シカなど)による幼齢木や農作物等に対する食害や、樹幹の剥皮被害は過去からの重要な課題であり、本県のみならず全国的にも問題となっている。 しかしながら、抱える問題(課題)の大きさと比較して同事業への予算配分は年々減少傾向にあるとともに、従事している研究員等も2名と小規模となっている。 一定程度の研究成果が出ていることから、事業の抱えている課題(目的)を達成するため、試験場機能の強化を検討すべきである。</p>	<p>外部研修の活用やOJTによる人材育成に取り組むほか、国研究機関や民間企業と連携して研究を推進するなど、関係者と協力を図ることにより試験場機能の強化を図っている。</p>

木材加工試験

意見	改善措置
<p>18 木材加工技術センターの体制強化について (個別の事業、62頁) 木材加工技術センターでは、様々な測定ないし試験を経てデータ収集等を行う必要があるため、木材の伐採から運搬、加工まで全ての段階で外部業者へ委託することなく基本的に職員のみで対応している。作業内容は特殊性が強く、また、危険も伴うため、職員の異動を実施しても早々に対応できる状況ではないと考える。 職員の高齢化を含め、将来的な技術継承を行うべく、体制の強化を検討すべきである。</p>	<p>木材加工技術センターの体制強化のため、外部研修の活用やOJTによる人材育成に取り組むほか、複数の者がある程度の期間研究に携わり、加工機械や測定機器の操作、技術習得に取り組むなど長期的視点で研究員育成を図ることで技術継承できる体制を整備している。</p>

きのこ試験

意見	改善措置
<p>19 きのこと試験機能の強化について (個別の事業、64頁) 当事業では、きのこ栽培技術の研究等を通じて、きのこ栽培の機械化の促進、省力化のサポートを行うとともに、大規模企業の参入により価格競争が激しくなっている本県きのこ生産者を新種のきのこ開発等を進めることでもサポートしている。 しかし、一方で、きのこ試験事業については、</p>	<p>外部研修の活用やOJTによる人材育成に取り組むほか、きのこ生産者から意見を聞き取り生産現場で必要とされる技術開発に向けて国研究機関や民間企業と連携・協力して研究を推進することにより、きのこ試験機能の強化を図っている。</p>

<p>年々予算が減少している。 県としては、群馬県森林・林業基本計画において、令和元年度までのものと令和3年3月に発行されたものにおいても、きのこ産業の活性化に力を入れていることの記述があるが、齟齬が生じている。 補助金事業（別事業であるきのこ振興対策事業等）のみならず、きのこ研究が中心になっている同事業においても試験機能を強化することが、本県きのこ産業の活性化に向けて根本的な解決に進むと考えられる。</p>	
--	--

林業構造改善対策

意見	改善措置
<p>20 指標の活用について (個別の事業、67頁) 指標については、林野庁の要求に応じて県全体の5年後の計画(目標値)を提出、その後(5年後に)、実績結果の報告をするにとどまっている。個別の事業については年度ごとに計画と実績の対比を実施しているが、県全体指標については年度ごとの分析や評価などは行われておらず、結果として、指標に対する実績についても未達の目標が多い状況である。 県全体指標についても毎年の計画と実績を対比するとともに、その結果についても年度ごとにフィードバック(分析及び評価)すべきである。</p>	<p>林業構造改善対策の計画時に設定する県全体の指標値については、県森林・林業基本計画における目標値を使用している。 県全体の指標値については、毎年、指標値ごとに、各所属で計画と実績の対比やフィードバック(分析及び評価)を既に実施している。</p>

木材等生産振興対策(ぐんまゼロ宣言住宅促進除く)

意見	改善措置
<p>21 生産者及び製材工場の大規模化対策について (個別の事業、69頁) 大手ハウスメーカーに県産材を安定供給するためには、生産者及び製材工場の規模拡大が必要になるため、小規模業者を集約し、価格競争力をつけるためにも、生産者や製材工場のM&Aに補助金を交付するなどの施策を検討すべきである。</p>	<p>素材生産者及び製材工場の規模拡大への支援としては、「林業県ぐんま躍進対策」により小規模素材生産事業者の生産規模拡大のための高性能林業機械の導入を支援するとともに、国庫補助事業により県内製材工場の生産規模拡大のための大型製材機械購入や生産ライン増設のための施設整備を支援することにより、既に県内事業者の規模拡大を継続的に支援している。 また、県内にCLT(直交集成板)や集成材等を生産する大規模製材工場を誘致するため、知事等によるトップセールスを行うなどの取組を令和2年度から行っている。</p>
<p>22 木材需給の現況調査の電子化について (個別の事業、70頁) 木材振興対策に係る需給情報をまとめた「木材需給の現況」については、書籍化を廃止し、電子開示とすることで、コスト削減を図るべきである。</p>	<p>令和4年度から、書籍発行を廃止し、電子版のみ発行することとした。</p>
<p>23 ぐんまの木で温もりのある空間づくり予算の執行率が低い (個別の事業、70頁) 「ぐんまの木で温もりのある空間づくり」事業の予算執行率が低いため、今後当該事業の予算を見直し、予算の有効活用を図るべきである。</p>	<p>事業者からの個別の要望については、令和4年度中に、各森林事務所長に対し、積極的に相談に応じるように改めて要請するとともに、所在市町村に対し、県からも要望内容を伝え、県補助金を活用した支援への協力を要請する取組を強化した。 また、事業対象となる保育所等の運営主体に向けた</p>

	周知策として、今後、県域団体や市町村の担当部署に対し、補助事業の概要資料を配布し、施設整備の際の積極的な利用を働きかける予定である。
--	--

木材等生産振興対策（ぐんまゼロ宣言住宅促進）

意見	改善措置
<p>24 群馬県産木材の生産振興を図るための補助金対象を住宅建設に加えホテルや旅館も対象にすべきである (個別の事業、72頁) 木材等生産振興対策として、住宅建設に助成することで県産木材の需要拡大を進めてきている。補助金が与える波及効果まで勘案すると、補助金対象にホテルや旅館を加えるべきである。</p>	<p>非住宅建築物における県産木材需要拡大策として、令和3年度からZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）推進モデル事業を創設し、構造材に県産木材を使用したZEBを整備する民間事業者に対する補助制度を実施しており、ホテルや旅館も補助対象としている。 今後も、様々な分野における県産木材の需要拡大に向けた取組を引き続き検討する。</p>

きのこ等振興対策

意見	改善措置
<p>25 指標の設定及び具体策について (個別の事業、76頁) きのこ関連での指標については、生産動向や放射性物質被害の状況に応じた見直しが必要とされ、量より質を重視した指標への転換が図られた状況にある。 指標については、生産量や生産額（総額）のみならず、販売単価を上げることなど、産業としてより再生する方法を施策すべきである。また、目標値についても過去の踏襲を続けるのではなく、より具体性のある目標（例えば品目別の販売単価向上）設定を行うべきと考える。</p>	<p>令和3年11月に変更した「群馬県きのこ振興基本計画」において、県産きのこのブランド価値を再構築して向上し、“儲かる”きのこ生産にシフトする施策に取り組み、産業の再生と産地の活性化を目標に掲げて、令和3年度から“純”群馬県産きのこを総称して「ぐんまッシュ」と名付け、品質向上や販売促進に取り組んでいる。 施策目標については、生産量や生産額（総額）だけでなく、同基本計画の中に、品目別の販売単価の引上げ目標として、原木しいたけは10%UP、菌床しいたけは5%UPを明記し、取り組んでいる。</p>

林業労働力対策

意見	改善措置
<p>26 行政手続のオンライン化について (個別の事業、86頁) 本県における補助金の申請については、大部分が紙での提出となっているため、補助金申請のオンライン化への移行を図ることで、県民の利便性向上及び県の業務の効率化を図るべきである。</p>	<p>補助金申請手続に関しては、押印廃止のほか、PDFファイル等による電子申請を可能とし、申請者の利便性向上と業務の効率化に令和3年度から取り組んでいる。</p>
<p>27 新規林業就業者確保の施策について (個別の事業、87頁) 新規林業就業者は減少傾向にあるため、新規林業就業者確保のための新たな施策を検討すべきである。</p>	<p>林業就業者確保策については、従来から希望者向けの体験ツアーや就業後の技能習得支援など就業者本人に対する施策を講じてきたが、令和3年度から「オールぐんま移住フェア」で林業就業相談窓口を開設するなど、U・Iターン支援策と連携した、家族を含めた移住・定住支援に取り組んでおり、新規就業と定着の両面からの確保策を引き続き講じていく。 さらに、令和5年度に向けて、大手求人サイトを活用した、戦略的な新規就業者募集と情報発信を進める事業者に対する支援策の創設を協議していく。</p>
<p>28 緑の青年就業準備給付金について (個別の事業、87頁)</p>	<p>希望者を対象とした給付金説明会、受給生徒を対象とした個別面接を通じて、確定申告を行うよう、平成</p>

<p>緑の青年就業準備給付金として、群馬県立農林大学校の学生のうち希望者に給付金が支給されているが、当該給付金は確定申告が必要になるため、給付金は税金を財源としている以上、事後的に確定申告の有無を確認すべきである。</p>	<p>26年度から指導を徹底している。 また、研修機関である農林大学校に対しても、生徒へ指導を徹底するよう、令和4年1月、文書等で依頼した。</p>
---	--

補助公共治山

意見	改善措置
<p>29 実施可能業者が少ない工事の総合評価落札方式について (個別の事業、91頁) 実施可能な業者が少ない場合にまで、一律に総合評価落札方式を実施するのではなく、費用対効果を考え、総合評価落札方式と指名競争入札を実施することが望ましい。 また、対応可能な業者が少ない場合には、県外に本店があり、県の受注実績がある業者にも対象を広げることが検討すべきである。</p>	<p>県執行工事は、一般競争入札(総合評価落札方式等)を原則としていることから、引き続き一般競争入札では応札可能な業者数(20社以上)が確保できる条件を付して、適切に実施するよう令和4年3月に地域機関あて通知を发出した。</p>
<p>30 工事範囲変更の平面図添付について (個別の事業、92頁) 工事範囲の一部につき次年度以降に変更したが、その工事範囲の変更において、設計図は添付されていたが、平面図が添付されていなかった。第三者が見ても間違いがないよう、平面図も添付することが望ましい。</p>	<p>必要な図面の添付漏れを防止するため、設計書作成時のチェックリストを令和4年10月に改正した。</p>
<p>31 一部工事範囲を次年度以降に実施する場合の入札について (個別の事業、93頁) 緊急に実施すべき工事が他に発生したことから、他の工事に予算を回すために、一部の範囲を次年度以降に回し、指名競争入札を実施したところ、当初の請負業者のみが予定価格を下回り落札した。 やむを得ない対応ではあるものの、後日、「群馬県公共工事入札監視委員会」などで審議し、問題がなかったことを第三者が検証することが望ましい。</p>	<p>入札監視委員会では、委員により抽出された案件を審議しているが、事務局側から審議を依頼できるような仕組みを検討していく。</p>

農山漁村地域整備(治山)

意見	改善措置
<p>32 治山事業に関する情報提供について (個別の事業、96頁) 「治山事業」に関する県のホームページに、相談窓口の紹介や、各市町村等において治山事業の要望を受け付けている旨の記載を追加し、「治山事業」に関する情報提供の徹底を図るべきである。</p>	<p>令和4年6月に県のホームページを修正し、治山事業のページに「治山事業の実施要望について」の項目を追加した。 治山事業は住民要望により実施していることや地元自治会及び市町村、環境森林・森林事務所を通じた要望が可能であることを記載した。</p>

単独公共治山

意見	改善措置

<p>33 新たな指標等の設定について (個別の事業、101頁) 当該事業の規模は大きくここ5年では20億円を超える予算となっている。 しかし、このような多額の予算規模であるにもかかわらず、当該事業における指標や目標値については、事業に直接関連する具体的な目標とは言い難く、また、県民にとっても分かり難いものとなっていると考えられる。 具体的な指標を県独自に設定することが、県民に対する説明責任を果たすことにもつながると考えられる。例えば、県ホームページに以下の記載があるように、当該部分に対して目標値を設定することなどが考えられる。 「山地災害危険地区は県内民有林に4,466箇所あるが、治山事業等を着手した割合は約70%に止まる。」これを受けて、今後10年ないし各年度での着手割合など。</p>	<p>現在、治山事業における施策目標は、「施工安定面積」及び「森林整備面積」としている。 これらは、工事により設置した構造物が地面の崩壊や侵食を防止したり、間伐を実施した面積であり、毎年度の工事実績と直接に連動する指標として採用している。 御意見の山地災害危険地区の進捗状況については、次のとおり。 ①毎年の工事により平均30カ所程度の進捗があるが、総数が約4,500地区であること。 ②豪雨等により、毎年20カ所程度が新規に指定されていること。 このため、過去10年における着手率の進捗が4%程度の増(年0.4%)に止まることとなり、着手率は施策指標として適さないと考えるが、アウトカム指標として何らかの活用を検討していきたい。</p>
<p>34 調査現場の変更について (個別の事業、102頁) 当初予定していた調査現場が、後に地権者の承諾を得られず、現地立入りができないことにより調査現場の場所を変更しているが、現場が変更になり全く別の場所になった以上、業務委託内容も大幅に変更になることから、改めて委託業務の設計を行い委託事業者の選定についての入札をやり直すべきである。また、業務を委託する場合、地権者の同意の事前確認を徹底すべきである。</p>	<p>発注前の承諾書徴取が不徹底であったことが原因であり、また契約を解除して再入札を実施すべきであったことは、御意見のとおり。 令和4年度5月開催の担当者会議で地権者の同意の事前確認の徹底を図った。</p>

保安林管理事務促進

意見	改善措置
<p>35 保安林台帳の整備について (個別の事業、111頁) 保安林台帳について各事務所において調査が行われ保安林台帳及び附属図の訂正が実施されるが、保安林情報管理システムへの入力には森林保全課にて行っている。各事務所での保安林台帳及び附属図の訂正入力の際に保安林情報管理システムへの入力も実施するなどの事務手続の効率化が望まれる。</p>	<p>令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定であり、市町村や県で管理している民有林関係台帳や附属図の共有化と併せて、各事務所で更新情報を入力できるようにするなど、事務の効率化について検討していく。</p>

森林保全管理

意見	改善措置
<p>36 活動実績の把握方法について (個別の事業、115頁) 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員の巡視活動について、活動の実態に合わせた活動実績の把握・公表を心がけるべきである。</p>	<p>令和5年度(令和4年度実績)から、指導員等の巡視回数に「延べ日数」及び「回った旧市町村数」を併記して、実績等を把握・公表することとする。</p>

森林公園整備

意見	改善措置

<p>37 指定管理料の妥当性について (個別の事業、123頁) 伊香保森林公園について、指定管理者からの実績報告書を見ると連続して収支がマイナスとなっている。指定管理者の経営努力の不足によるものなのか、委託料の設定金額自体に無理があるものなのか、実態とすり合わせマイナスの内容を検討する必要がある。</p>	<p>指定管理者から業務内容及び支出状況について実績を聞き取り、原因を洗い出し今後の方向性について検討していく。</p>
--	--

緑化センター運営

意見	改善措置
<p>38 緑の相談室の相談内容のデータベース化及び情報開示について (個別の事業、129頁) 緑の相談室の相談内容及び回答をデータベース化し、ホームページで公開することで、群馬県緑化センターが保有する緑化技術を県民に広く普及させるとともに緑化センターの存在を県民に知らしめ、利用者の増加を図るべきである。</p>	<p>現在、県ホームページにおいて「緑の相談室(主な樹木の植え方、育て方)」というカテゴリーの中で、樹種ごとに相談内容の一部を掲載しているが、令和4年度末までに内容を更新し、充実させる。</p>
<p>39 緑化講座のeラーニング化について (個別の事業、129頁) 緑化講座について、実地研修が必ずしも必要ないものに関しては、講座の内容を広く県民に普及啓発するため、eラーニング化を検討すべきである。</p>	<p>緑化講座については、基本的に実地研修を伴うものであり、受講者もそれを期待している。 緑化センターは、令和5年度から指定管理者制度を導入する予定であり、実地研修の様子(動画)をホームページにアップするなどeラーニング化について指定管理予定者と令和4年度末までに協議する。</p>

ぐんま緑の県民基金事業

意見	改善措置
<p>40 私有林に係る台帳整備について (個別の事業、133頁) 私有林に係る台帳は「ぐんま緑の県民基金森林整備台帳」や「保安林台帳」など複数存在するが、私有林に係る情報を記録するという目的は変わらないため、私有林に係る台帳は統一したひな形を用意し、当該ひな形に記録し、私有林に係る情報の共有を図るべきである。</p>	<p>令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定。 森林クラウド上で利用するデータ整備と併せて、台帳の統一化・共有化を検討する。</p>
<p>41 私有林調査に係る情報共有について (個別の事業、134頁) 私有林に係る台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、私有林に係る情報を共有できるようなシステムを開発すべきである。</p>	<p>令和4年度に森林クラウドシステムを構築する予定。森林クラウド上で利用するデータ整備に併せて、市町村等との台帳の共有化を検討する。</p>
<p>42 ぐんま緑の県民基金残高の運用について (個別の事業、134頁) ぐんま緑の県民基金残高については、預金でのみ運用されており、今後は運用益を少しでも増やすため、格付けの高い債券での運用も行うべきである。</p>	<p>基金に属する現金を債券により運用する場合は、債券運用指針により中長期の運用が確実であると見込めるものを対象とすることとされている。 このため、本県においては10年以上の債券を満期保有(最小単位1億円)することを基本としているため、事業の見直し等により5年程度で残高が大きく増減する基金においては債券を保有することは難しい。</p>
<p>43 契約変更を繰り返すことについて (個別の事業、135頁)</p>	<p>単価改定等の時期を踏まえて発注時期を決定するとともに、積雪状況等の当初から把握できる条件を考慮</p>

<p>「公共工事設計労務単価」の改定を理由に当初契約の翌日に契約変更を行っているが、当初契約に単価改定を反映させていれば良いもので、わざわざ翌日の手続にしてまで変更することの必然性に乏しく事務効率を著しく損ねている。</p> <p>また、第2回の変更では「積雪期となり、現地調査が不可能」を理由に工期を3月31日から年8月31日に延長しているが、これについても当初契約の時点で積雪の状況を把握できたはずであり、契約変更を繰り返すことで事務効率を著しく損ねている。</p> <p>契約変更は、むやみに繰り返すべきではなく、当初の段階で見込めるものは全て反映させて契約を結ぶことにより、事務手続を簡素化して事務の効率化を図る必要がある。</p>	<p>し、工期を設定することで、不要な契約変更をなくし事務手続の簡素化を図るよう、令和5年4月に開催される担当者会議で周知徹底する。</p>
<p>4.4 工程管理の強化について (個別の事業、137頁)</p> <p>当契約については、間伐事業工事であり森林の対象エリアについて概ね3本のうち1本について伐採を行うものである。契約については、一般競争入札により地元の森林組合が落札、作業の請負をしている。作業内容についての仕様はあるものの請負契約のため詳細は落札者である森林組合に一任している。また、当事業の請負代金については前金、中間金制度もあるが事業者側は完了後に一括請求としている。</p> <p>契約期間がある程度長く、また、金額についても一般競争入札になるほどの金額であり契約そのものの重要性は高いと考えられる。</p> <p>しかしながら、作業期間中の工程管理について、契約時に工程管理表が提出される契約となっているものの、契約期間中、監督員としては工程管理の確認等は特段実施しておらず組合に一任しており、全ての作業終了時に写真等により完了を確認している。</p> <p>金額的重要性が高く、また、前金や中間金等の支払も行われていないことを鑑みると実際の作業工程について県としても一定期間ごと(例えば月次など)に進捗管理を行うことが工事案件の透明性確保の観点からは望ましいと考える。</p>	<p>新たに「森林整備事業工程管理要領」(令和4年3月)を定め、設計金額の大きな事業(設計金額1千万円以上対象)においては、毎月末までに実施工程表の提出を義務付け、監督員はこれを確認することとした。</p> <p>担当者会議(令和4年4月)等において、現場監督は臨場が基本であることについての指導を徹底している。</p>

林道災害復旧

意見	改善措置
<p>4.5 林道台帳の情報共有体制について (個別の事業、139頁)</p> <p>林道台帳は市町村及び県がそれぞれ管理している状態にあることから、情報共有を進めるため、県主導のもと、林道台帳を共有できるようなシステムを開発すべきである。</p>	<p>令和4年度に森林クラウドシステムを構築するため、森林クラウド上で利用するデータ整備の中で、台帳の共有化を検討する。</p>

模範林運営

意見	改善措置
<p>4.6 生産物売払いにかかる収支の把握について (個別の事業、143頁)</p>	<p>県有林等における森林の公益的機能向上を目的とする森林整備の施行地等において発生する、利用可能な</p>

<p>本事業の財源の一つとなっている県有財産の売却収入について、県有林等における森林の公益的機能向上を目的とする森林整備事業の実施に伴い発生した間伐材を売却しているが、実質的な収支の把握が行われていない。収支の実態が広く情報共有されないことで、事業の実態把握が不明瞭になるとともに、改善策の策定等にも繋がらないと思われることから、間伐(伐採)等の費用を含めた収支を明らかにするべきである。</p>	<p>木材(間伐材)等は、財産の有効活用の観点から売り払い、収入を得ている。 県有林における財産売却収入、販売等に要した費用については決算を公表しており、間伐(伐採)等の費用についても公表を行っている。</p>
--	---

木材産業等高度化推進対策

意見	改善措置
<p>47 借入金の使用状況の確認について (個別の事業、152頁) 群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づいて補助金支給対象者に対して利子の一部につき補助金を支出するに当たっては、当該利子発生の根拠となる借入金が同要綱に定める事業資金として実際に使われているかどうか、十分な確認が必要である。</p>	<p>補助金を支出する際は、当該利子補給の対象となる借入金(群馬県木材産業等高度化推進資金)が、同要綱で定める目的に沿って使用されているか、令和3年度から、ヒアリングや証拠書類の調査・確認を実施することとした。</p>
<p>48 補助金支出の必要性・効果の検証について (個別の事業、153頁) 群馬県木材産業等高度化推進資金利子補給交付要綱に基づく補助金については、引き続き、当該補助金の必要性、効果につき調査・検証を行うべきである。</p>	<p>資産状況調査を含めた補助金支出の必要性や補助金支出により得られた効果は、令和3年度から事業者に対するヒアリングや証拠書類の調査を行い、補助事業を検証する取組を強化した。</p>
<p>49 実際の条項に合わせた要綱の改正について (個別の事業、154頁) 運営要綱や取扱要領との齟齬が生じない条項となるよう群馬県木材産業等高度化推進資金制度利子補給要綱の改正を行うべきである。</p>	<p>関係要綱・要領と齟齬が生じないように、令和4年度中に要綱を改正する。</p>

**■ その他の工事・委託契約に関する監査結果及び意見
委託料 最終契約金額が予定価格の150%を超える契約**

意見	改善措置
<p>50 令和02年度 県単治山事業 502-03-M0018 (その他の工事・委託契約、171頁) 請負金額の20%以上かつ200万円以上の増額として、渋川森林事務所長が環境森林部長に事前協議を行い、設計変更をしているが、時間的余裕がなかったとしても、安易に多額の設計変更を実施すべきではない。事後的にでも、第三者委員会などの第三者の意見も交えて、その設計変更の可否を検討することが望ましい。</p>	<p>設計変更により追加された業務内容は、国庫補助の採択に必要な調査であり、群馬県単独治山事業事務取扱要領に基づき主務課へ事前協議が行われたものである。</p>
<p>51 令和02年度 水源林機能増進事業 502-02-M0021 (その他の工事・委託契約、174頁) 人為的ミスにより多額の設計変更となっている。特殊事例であり、チェックリストや検算で見えなかったとのことであるが、間違いやすい事例は、他の者が再度計算するなど更なる再発防</p>	<p>数量算出の際にCADシステムの縮尺設定を間違えたことにより、違算が発生したものであることから、同様の不備を防ぐため、令和3年1月から、縮尺の設定が固定されている森林GISにより数量算出を行うこととした。</p>

止策の検討が望まれる。

■ 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

意見	改善措置
<p>5.2 チャリティコンペの開催方法の見直しについて (群馬県森林・緑整備基金、188頁) チャリティコンペ開催に当たっては、チャリティコンペの趣旨に沿うよう、参加者1人当たりの参加費を値上げする、参加者に渡す賞品代金の総額を値下げするなどの措置を講じ、コンペにおける賞品代総額を参加者から集めた参加費総額に収め、実質的にも参加者の「参加費の一部」を森林整備に寄与する団体に寄付したといえるようにすべきである。</p>	<p>対象団体において、対応を検討中である。</p>
<p>5.3 規程の対応関係の確認について (群馬県森林・緑整備基金、189頁) 対応関係に誤りのある規程を改正し、規程の対応関係に疑義が生じないようにすべきである。</p>	<p>職員給与取扱要領において、定年後継続雇用職員、嘱託職員及び臨時職員の給与の対応関係に不備があったため、令和4年7月1日付け改正において、対応関係を整理し、給与の定めを追加した。</p>
<p>5.4 各種規程における「職員」の範囲の明確化について (群馬県森林・緑整備基金、190頁) 就業規則をはじめとした各種規程や要領に、それぞれ「職員」に関する定義を定めるなどして、各種規程・要領の適用範囲を明確化すべきである。</p>	<p>嘱託職員就業要領・定年後継続雇用就業要領において、職員の適用範囲が不明確だったため、令和4年7月1日付け改正において、適用範囲を明確化した。</p>
<p>5.5 非常勤職員への手当の支給について (群馬県森林・緑整備基金、191頁) 同一労働同一賃金の観点から、嘱託職員及び定年後継続雇用職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。</p>	<p>嘱託職員就業要領を令和4年7月1日付けで改正し、県の水準に合わせて地域手当を支給することとした。</p>
<p>5.6 理事の構成について (群馬県森林・緑整備基金、192頁) 新たな知恵や発想を取り入れて安定した経営を行っていくため、更に幅広い多様な人材の理事への登用を検討すべきである。</p>	<p>監査意見に沿って、検討する。</p>
<p>5.7 森林公園管理事業（指定管理事業）への人件費の配賦について (群馬県森林・緑整備基金、193頁) 森林公園管理事業の収支計算において、人件費の金額を実際に掛かった金額ではなく、収支計算がゼロになるような金額で調整している。これでは、実際に掛かった費用を算定することができないため、毎月、指定管理者業務に従事した時間を把握し、それに各人の単価を乗じることにより人件費を計上することにより、正しい損益を把握することが望ましい。</p>	<p>人件費の算定については、実際に指定管理業務に掛かった費用が反映されるよう、令和4年度中に計上方法を見直す予定である。</p>
<p>5.8 事業計画の達成状況の評価方法について (群馬県森林・緑整備基金、194頁) 令和2年度の事業計画の評価方法では、各事業の評価割合が低く設定されている。事業計画に対</p>	<p>総合評価をやめ、組織体制・事業・財務ごとに達成状況を評価するよう令和3年度事業の評価から見直した。</p>

<p>する評価であることから、組織体制や財務ではなく、各事業の目標がどの程度達成されたかについて評価すべきである。</p>	
<p>59 県による土地、建物の使用許可について（群馬県森林・緑整備基金、196頁） 当財団法人に対する土地、建物の使用許可は、徴収している使用料が民間の一般的な賃貸物件と比較して非常に低額であり、県の入札に参加する当財団法人に有利に働き、入札における公平な競争を阻害することから、使用許可を見直すべきである。また行政財産の目的外使用を許可する場合には、使用する事業者を特定するのではなく公募等により幅広く使用者を募るべきである。そして、長期間の使用を認めるのであれば、使用許可の場所について行政財産から普通財産への変更を検討して、入札において貸付料を決定することにより使用料（賃貸料）の増額を図り、県有財産を有効活用することが望まれる。 行政財産の使用許可とは元々限定列举された目的の範囲内においてなされるべきであって、営利行為を目的とした団体への使用許可は一時的なものであるべきであることから、当該団体が今後も継続的に使用するのであれば普通財産への種別替えを検討すべきである。</p>	<p>使用許可については、経営状況に鑑み、令和5年度から使用料の免除を行わない。 当該団体は、県出資法人であり、公的森林整備や群馬県林業労働力確保支援センターなどの事業を実施していることから、建物及び土地の使用を許可している。 許可については、毎年度見直しており、また、今後の施設のあり方を再度検討したが、公用及び公共用に供していることから、引き続き、行政財産として整理する。</p>

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年1月24日

群馬県下水道総合事務所長 小島 康弘

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	160 t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	80 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	90 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年2月3日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月21日(火)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、平成29年度以降、官公庁(国、地方公共団体、公社又は公団に限る。)に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 樺澤) 電話0270-65-7557

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年1月24日(火)から同年2月21日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年3月1日(水)までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年2月21日(火)午後4時(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入(単価契約)入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その1)	令和5年3月10日(金)午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その2)	令和5年3月10日(金)午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	令和5年3月10日(金)午後2時30分

(6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和5年3月9日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入(単価契約)入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和5年2月21日(火)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日(金)までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日(土)に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOJIMA Yasuhiro, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical (Charging type No.1)	160t/year	1:30 p.m. March 10, 2023
②	Deodorizing chemical (Charging type No.2)	80t/year	2:00 p.m. March 10, 2023
③	Deodorizing chemical (Diffusing type)	90t/year	2:30 p.m. March 10, 2023

(3) Term of Contract: From April 1, 2023 to March 31, 2024

(4) Delivery place: Kenou Water Purification Center

(5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 21, 2023 at 4:00 p.m.

(6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111